

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年4月24日付けで行った、「障害者支援施設『〇〇〇〇』の引受応募法人一覧」を部分開示、「障害者支援施設『〇〇〇〇』の引受に係る応募書（〇〇〇〇〇以外の2社会福祉法人分）」を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年4月9日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①引受応募法人の一覧及び引受法人選定基準に関する全文書、②社会福祉法人〇〇〇〇ほか2社会福祉法人が引受法人に応募する際、埼玉県に提出した全資料、③〇〇〇〇〇の施設の譲渡に関し、埼玉県と社会福祉法人〇〇〇〇〇〇でやり取りされた一切の文書（県職員のメモ書きを含む）、④埼玉県が、社会福祉法人〇〇の破産管財人である〇〇〇弁護士に対し、〇〇〇〇の施設の譲渡に関し指導・助言・協議を行った際の資料、連絡文書、その他前記指導・助言・協議の際に作成された一切の文書（県職員のメモ書きを含む）、⑤埼玉県は、平成〇年〇月〇日（〇）午後〇時から〇〇公民館2階視聴覚室で〇〇〇〇の保護者説明会を開催しているところ、同保護者説明会開催のために作成された全資料及び全文書（説明会開催時に保護者に配布した文書も含む）、⑥⑤の説明会における埼玉県職員、破産管財人及び出席者の発言内容を記録した文書（県職員のメモ書きを含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求の①から⑤に係る公文書として、次のア

からケに掲げる文書を特定した。

ア 障害者支援施設「〇〇〇〇」の引受応募法人一覧（以下「本件対象文書1」という。）

イ 障害者支援施設「〇〇〇〇」の引受法人公募要領

ウ 障害者支援施設「〇〇〇〇」の引受に係る応募書

エ 障害者支援施設「〇〇〇〇」の引受に係る応募書（〇〇〇〇〇以外の2社会福祉法人分）（以下「本件対象文書2」という。）

オ 障害者支援施設「〇〇〇〇」に係る引受法人の責務について（通知）

カ 障害者支援施設の事務譲渡に対する考え方

キ 障害者支援施設「〇〇〇〇」の引受法人の選定について

ク 障害者支援施設「〇〇〇〇」に関する保護者説明会について（通知）

ケ 〇〇〇〇保護者説明会次第

- (3) 実施機関は、平成25年4月24日付けで、上記イ、オ、カ、ク及びケについては開示決定を、本件対象文書1については社会福祉法人〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇〇」という。）以外の2社会福祉法人（以下「A法人及びB法人」という。）の「法人名、理事長名、住所」を条例第10条第2号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を、上記ウについては「引受施設の資金計画」「法人の取引先企業名」及び「法人の代表者の印影」を条例第10条第2号、「個人の氏名その他個人を特定しうる部分」を条例第10条第1号に該当するとして不開示とする部分開示決定を、上記キについては「法人の代表者の印影」を条例第10条第2号に該当するとして不開示とする部分開示決定を、本件対象文書2については条例第10条第2号に該当するとして不開示とする不開示決定（以下「本件処分2」という。）を、本件開示請求の⑥に係る文書については作成していないため不存在とする不開示決定を行い、申立人に通知した。

- (4) 申立人は、平成25年6月14日付けで、実施機関に対し本件処分1及び2に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年6月27日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成25年7月25日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成25年8月19日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、平成25年9月26日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。
- (9) 当審査会は、平成25年10月31日に実施機関から補充の理由説明書の提出を受けるとともに、職員から意見聴取を行った。
- (10) 当審査会は、平成25年11月19日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (11) 当審査会は、平成26年1月31日に実施機関から補充の理由説明書の提出を受けた。
- (12) 当審査会は、平成26年2月24日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (13) 当審査会は、平成26年3月19日に実施機関から補充の理由説明書の提出を受けた。
- (14) 当審査会は、平成26年4月17日に申立人から意見書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

平成25年4月24日付けで実施機関が行った不開示処分は、明らかに違法であり理由がないものであるので、本件処分1及び2に異議を申し立てる。

(2) 異議申立ての理由

ア 公募に応募した3法人のうち一つの法人が選定されたことが、公正な手続によってなされたか否かは、A法人及びB法人の資料を見なければ分からない。

イ 既に開示されている〇〇〇〇〇の応募書を見ると、A法人及びB法人に係る同様の資料を公開したとしても何ら不利益は生じない。

ウ 実施機関は、不開示とされた情報が条例第10条第2号の不開示情報にあたる
と説明しているが、その理由には次のとおり不備があり違法である。

① 社会福祉法人は営利を目的とした法人ではなく、市場における「競争」者
ではない。したがって、不開示理由に「競争上の地位」が害されるという考え方
を持ち出すこと自体そもそも間違っている。

② 実施機関は、A法人及びB法人の名称等を公開することでどのような弊害が
生じるか、どのような理由から当該2法人の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害されるといえるのかを全く述べていない。

また、実施機関が述べる法人の不利益は、「客観性」に欠けるものである。

③ 実施機関は、「引受法人公募要領においては、『選外となった法人名は公表
しない』旨を明記しております。」と述べているが、行政機関が公文書の扱い
について「事前に開示しない扱いにすると明言しさえすれば同文書は公文書開
示の対象にならない。」という運用が可能だということであれば、情報公開制度
は全くの骨抜きになってしまう。実施機関のこのような対応は、条例の目的を
ないがしろにするものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件対象文書について

申立人の主張の趣旨から、開示を求める文書は、本件対象文書1と本件対象文書
2であると特定した。

本件対象文書1は、障害者支援施設〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）の引
受法人の公募に応募した社会福祉法人の一覧であり、引受法人の公募に応募した3
法人の法人名、理事長名及び住所が記載されている。本件対象文書2は、A法人及
びB法人から提出された応募書であり、事業計画書、資金計画書、定款、現況報告
書（決算資料）が添付されている。

(2) 引受法人が選定されるまでの経緯について

社会福祉法人〇〇（以下「〇〇」という。）は、平成〇年に〇〇〇〇を開設したが、平成〇年、〇〇〇〇の入所者から多額の寄付金を不当に集めていたこと等がマスコミによって報道され、社会問題となった。平成〇年には、当時の理事長が業務上横領で有罪判決を受け、平成〇年には、〇〇及び当時の理事長に対し、〇〇〇〇の入所者の保護者らへの損害賠償金等の支払いを命じる判決が確定した。

このような〇〇に対し、県は社会福祉法に基づく指導や措置命令を繰り返し行ったが改善されなかったため、同法に基づく全役員への解職勧告、業務の一部停止命令、そして、平成〇年〇月、解散命令を発した。

〇〇は解散になるとしても、県は〇〇〇〇の運営は存続させる必要があると考え、〇〇〇〇の運営を引き受ける社会福祉法人を公募により選定すべく、公募要領を作成し、複数の社会福祉法人に通知した。この公募に対し3法人からの応募があったが、〇〇が経営譲渡に関する県との交渉に応じなかったため、県による選定には至らなかった。

さらに、〇〇は前述の損害賠償金等を支払わないことから、平成〇年〇月、破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任された。これにより、〇〇の保有財産の管理処分権限は破産管財人が有することとなったため、〇〇〇〇の引受法人は破産管財人によって選定された。

(3) 条例第10条第2号該当性について

〇〇は、これまで長期間にわたって種々の問題を引き起こしており、これらは社会一般に周知されてきた。こうした状況の中で、A法人及びB法人が〇〇の運営する〇〇〇〇の引受法人の公募に応募したという事実が公にされると、両法人が過去に〇〇が引き起こした問題と何らかの関係があったのではないかという憶測、不安、動揺等を不特定多数人に与えるおそれが高く、両法人がいわれなき非難、中傷を受けるおそれもある。

また、A法人及びB法人が、破産管財人によって、〇〇〇〇の引受法人に選定さ

れなかったという事実が公にされることによっても、当該法人の経営状況、財務内容、施設運営の状況等に何か問題があったのではないかという憶測、不安、動揺等を不特定多数人に与えるおそれが高く、両法人がいわれなき非難、中傷を受けるおそれもある。

社会福祉法人といえども、サービスの向上によって利用者に選ばれるべく日々経営努力を重ねているのであって、法人としての競争上の地位を有するものであることはいうまでもない。

したがって、本件対象文書1及び2を開示することによって、A法人及びB法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは客観的に明らかであり、条例第10条第2号に基づく本件処分1及び2は適法である。

(4) 条例第10条第6号該当性について

引受法人公募要領には、「選外になった法人名は公表しません。」と明記しており、各法人はこれに従って応募したものである。

したがって、A法人及びB法人が引受法人の公募に応募したという情報は、条例第10条第6号の任意提供情報に該当し、この点からも本件処分1及び2は適法である。

5 審査会の判断

(1) 条例第10条第2号該当性について

本件対象文書1及び2には、いずれも、A法人及びB法人が引受法人の公募に応募したという事実と、結果的には引受法人に選定されなかったという事実が分かる情報が記載されている。

一般的に、法人がどのような提案公募に応募したかという情報は、提案公募の内容も含め、当該法人の経営上の戦略やノウハウ等に係るものであり、通常は他者に知られたくない情報である。

特に本件については、当時の理事長の業務上横領での有罪判決や〇〇〇〇の入所

者の保護者らへの損害賠償金等の支払いを命じる判決が確定し、解散命令及び破産手続開始決定を受けた法人の施設を引き受けるという特殊な事情がある。

そのため、応募したという事実が公になることによって、応募をした法人と解散命令を受けた法人の間に何らかの関係性があるのではないかという憶測、不安、動揺等を不特定多数人に与え、いわれなき非難、中傷を受けるおそれがあるため、応募をした法人の正当な利益を害するおそれがあるという実施機関の主張には理由がある。

特に、選定された場合は別として、結果的に引受法人に選定されなかったという事実が公になると、選定されなかったA法人及びB法人が何らかの否定的評価を受けたという印象を与えるおそれがある。

なお、申立人は、社会福祉法人は市場における競争者ではない旨主張するが、昨今の社会的経済情勢を考慮すれば、社会福祉法人といえども競争にさらされているものと思料され、競争上の地位その他正当な利益を有しているという点についてはその他の法人と同様である。

(2) 条例第10条第6号該当性について

実施機関は、本件対象文書1及び2を不開示とした理由として、条例第10条第6号に該当することも追加的に主張しているが、当審査会は上記のとおり条例第10条第2号に該当すると判断したことから、その余については判断しない。

したがって、実施機関が本件対象文書1及び2について、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成25年 6月27日	諮問を受ける（諮問第244号）
平成25年 6月27日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成25年 7月25日	実施機関から説明及び審議（第一部会第85回審査会）
平成25年 8月19日	申立人から意見書を受理
平成25年 9月26日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第一部会第86回審査会）
平成25年10月31日	実施機関から開示決定等理由説明書補充書を受理
平成25年10月31日	実施機関から説明及び審議（第一部会第87回審査会）
平成25年11月19日	申立人から意見書を受理
平成25年11月21日	審議（第一部会第88回審査会）
平成25年12月19日	審議（第一部会第89回審査会）
平成26年 1月31日	実施機関から開示決定等理由説明書補充書2を受理
平成26年 1月31日	審議（第一部会第90回審査会）
平成26年 2月24日	申立人から意見書を受理
平成26年 3月19日	実施機関から開示決定等理由説明書補充書3を受理
平成26年 3月19日	審議（第一部会第91回審査会）
平成26年 4月17日	申立人から意見書を受理
平成26年 4月24日	審議（第一部会第92回審査会）
平成26年 5月22日	審議（第一部会第93回審査会）
平成26年 5月30日	答申